

平成30年度

福島町議会基本条例に関する諮問会議

会 議 録

平成30年8月6日

福 島 町 議 会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありましたら、深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

平成30年度

第2回福島町議会基本条例に関する諮問会議

平成30年8月6日（月曜日）

◎諮問会議委員（4名）

諮問会議会長	村山和治	諮問会議委員	金澤富士子
諮問会議委員	工藤昭一	諮問会議委員	神原勝

◎出席議員（3名）

議長	溝部幸基	副議長	平野隆雄
議会運営委員長	平沼昌平		

◎欠席委員（1名）

諮問会議委員	西田篤司
--------	------

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	阿部憲一	議会事務局次長	鍋谷浩行
議会事務局主査	谷藤悟	議会事務局書記	平野文子

○諮問会議会長（村山和治）

皆さん、こんにちは。

本日は、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまから、第2回諮問会議を開会いたします。

本日の出席委員は5名中4名であり、諮問会議条例の会議開催要件（過半数の出席）を満たしておりますので、会議は成立いたします。

まず始めに、溝部議長にあいさつをお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

改めまして、こんにちは。

大変お忙しい中をご出席いただきまして、どうも本当にありがとうございました。

神原先生には本当に色々忙しい中をありがとうございました。先生の顔を見るまで大変心配しておりまして、多分副議長も議運の委員長もホッとしているという風に思います。

議会基本条例が10年経ちまして、全体的な見直しを諮問会議の方からもお話がありましたし、そこに向けて事務局中心に今回初めての案を示させていただきました。早速、昨日まで私ちょっと札幌に行っていたものですから分かりませんでした。今日来ますと神原先生の方から細かく指摘事項等が来ておりますので、全体的な見直しをして、諮問会議の方から言われておりました、関連条例等も含めた全体的な整理をして、新たに平成31年度からそれを適用するような形で進めていきたいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今、関連条例の部分、今回も何本か整理をしているんですが、なかなか整理がつかない状況で、次回に向けて予め皆さんの方に提示をしながら対応していきたいという風に思っておりますので、その辺につきましても、よろしくお願ひしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○諮問会議会長（村山和治）

溝部議長、大変ありがとうございました。

本日の協議事項は、次第の4に記載のとおり第1回諮問会議において、議長からの調査審議等を求められている「議会基本条例全体の検討」についてでございます。

協議事項については、以上の1本であります。会議は次第に沿って進行いたします。限られた時間の中での会議運営となりますので、委員皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、早速、会議を進めます。

まず、1ページから2ページにかけて記載しております「3. 前回会議の確認」について、事務局より説明願ひます。

（事務局より説明あり）

○諮問会議会長（村山和治）

ただいま鍋谷次長より説明ありましたが、意見はないでしょうか。

（「なし」という声あり）

○諮問会議会長（村山和治）

それでは、意見なしということで、前回会議については、そのように整理いたします。

次に、2ページの「4. 協議事項」について、事務局より説明願ひます。

（事務局より説明あり）

○諮問会議会長（村山和治）

ただいま阿部局長より説明がありましたが、前文の点と神原先生の提案していただいた点について、何か質問があれば。

工藤委員。

○諮問会議委員（工藤昭一）

漢字の「事」と平仮名の「こと」と意味はどう違うんですか。

○諮問会議会長（村山和治）

神原委員。

○諮問会議委員（神原勝）

意味は違わないんですけども、あまり今は漢字の事って、こういう風に使わないんですよ。昔の人と言ったら悪いんですけど、漢字が多過ぎちゃって文章が真っ黒けになるんですよ。だから、本当に出来るだけ平仮名を使うという最近の流れで、私なんか漢字で事っていうのは多分書いたことがないですけども、そういう風に平仮名を使って真っ黒けの文章にしないという流れを言っただけで、これはどちらかと言うと、趣味の問題ですから、中身が変わるわけではないということです。

○諮問会議会長（村山和治）

工藤委員。

○諮問会議委員（工藤昭一）

大概変換すれば漢字を使ってしまうんだけど、駄目なのか。

○諮問会議会長（村山和治）

溝部議長。

○議長（溝部幸基）

今、先生言われたとおりですよ。

○諮問会議会長（村山和治）

神原委員。

○諮問会議委員（神原勝）

我々の世界もそうなんですけど、知らないで、わざわざ辞書を引いて漢字を書くんだよね。平仮名でいいのに。

○諮問会議会長（村山和治）

溝部議長。

○議長（溝部幸基）

パソコンでやっても平仮名が優先して出てくる。それをわざわざ漢字にしている。

○諮問会議会長（村山和治）

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部憲一）

今回の改正は、なるべく分かりやすい方法でというのも考え方の1つにあるんです。だから、他のところもそういう形で直そうとしている部分もあるので。

○諮問会議会長（村山和治）

溝部議長。

○議長（溝部幸基）

基本的に漢字の「事」を平仮名にするということでもいいんですね。

○諮問会議会長（村山和治）

神原委員。

○諮問会議委員（神原勝）

他にもう2箇所出てきますけれども、これも同じです。

それで、国と地方という言い方をよくするんですけども、地方という具体的な組織とか機構があるわけではないんですよ。それで、これ対等・協力というときには、国という機構、自治体という機構同士が対等・協力という意味だから、これは地方と言わないで、やっぱり対等という部分であれば自治体という風にしておいた方がいいと思います。これは政府なんか間違っ使っているね。国と地方は対等議論って、地方ってどこのことを言っているんですかということになってしまうと思う。

○諮問会議会長（村山和治）

溝部議長。

○議長（溝部幸基）

国以外は全部地方なのかなと。国と地方という言い方が多いですよ。

○諮問会議会長（村山和治）

阿部議会事務局長。

- 議会事務局長（阿部憲一）**
地方自治体という表現を使っている。
- 諮問会議会長（村山和治）**
神原委員。
- 諮問会議委員（神原勝）**
地方も最近付けないで、自治体と。それだけでいい。
- 諮問会議会長（村山和治）**
溝部議長。
- 議長（溝部幸基）**
言うように、東京都だって自治体なのにね。それも含むわけですからね。
- 諮問会議会長（村山和治）**
工藤委員。
- 諮問会議委員（工藤昭一）**
国を除いたら全部地方なんだよ。だから、地方自治体とうちらはよく使っている。
- 諮問会議会長（村山和治）**
神原委員。
- 諮問会議委員（神原勝）**
だから、色んな言い方が、地方公共団体とか、地方団体とか、地方自治体とか自治体、色々あって、通常よく使われているのは自治体ですよ。
- 諮問会議会長（村山和治）**
溝部議長。
- 議長（溝部幸基）**
機構という考え方で、国と自治体ということでもいいんでないですか。
- 諮問会議会長（村山和治）**
その他ないでしょうか。
（「なし」という声あり）
- 諮問会議会長（村山和治）**
よければ、次に進みます。
阿部議会事務局長。
- 議会事務局長（阿部憲一）**
第1条なんですけれども、こちら側の提案の部分につきましては、赤字で第1条、地方政府に対峙する議会・議員としての。
- 諮問会議会長（村山和治）**
神原委員。
- 諮問会議委員（神原勝）**
これは、そちらの方で最初直したんですね。
- 諮問会議会長（村山和治）**
阿部議会事務局長。
- 議会事務局長（阿部憲一）**
そうです。「地方政府としての議会・議員の活動の」というような表現を、前の諮問会議の中でも表現が不味いという部分で、こちらの方から「地方政府に対峙する議会・議員としての」という風に直して繋がったところです。これについては、後ほど神原先生の方から1つありましたので、まず、こちら側の提案だけ言っていきます。
それから、青字で書いているところは、さっきの「っ」と「つ」の違いと、「町民が参加する議会」を「参画する議会」に直したということです。それと、神原先生の案は、この「地方政府に対峙する」という表現よりも「地方政府を担う議会・議員としての」という表現の方がいいのではないかと。対峙というのはいがみ合う、対立するという意味であるという内容でございましたので、神原先生、補足する内容はいいですか。

○諮問会議会長（村山和治）

神原委員。

○諮問会議委員（神原勝）

地方政府というのは何かと言うと、町と議会なんです。機構としては、それを地方政府と言っているわけだから、その地方政府を自治と分権の時代にふさわしい地方政府にするわけで、それは自治・分権ということですよ。だから、そういう地方政府を担っている議会にならなければならないんだということです。町も同じなわけですけども、だから対峙ではなくて、あるべき地方政府を担うに相応しい議会という意味だから、これは相応しい地方政府を担うという風にした方が文章の通りがスムーズにいくということです。

それで、もう1つ、ちょっとそこに書いていないんだけど、もう1つ細かい部分ですが、第1条の「この条例は、分権と自治の時代」と書いてあるんですけど、これは「自治と分権の時代」という風に本当は入れ替えた方がいいんですよ。先に来るのが自治なんです。だから、繋げて使う言葉というのは、自治・分権時代という風に一般的には今はみんな使っているわけで、分権・自治時代という風には使わないですね。これは自治が先に来て、そして、次に分権が来る。こういうことだから、出来ればこれを入替えた方がいいかなと思います。

○諮問会議会長（村山和治）

溝部議長。

○議長（溝部幸基）

一番最初に指摘された時が「地方政府としての議会・議員の活動」ということで、これを検討した方がいいと言われたんです。

○諮問会議会長（村山和治）

神原委員。

○諮問会議委員（神原勝）

「地方政府としての」というのは、議会の地方政府の仕組みなんです。町と議会というのはね。

○諮問会議会長（村山和治）

溝部議長。

○議長（溝部幸基）

それであれば、「地方政府としての議会・議員の活動の活性化」というのも間違いないということではないんですか。それが駄目だということなものですから、対峙はきついということは分かっていたんですけども、善政競争含めて、きちんと対峙をしていくということの意味で、そういうことにしたんです。この前文の中に「地方政府を担う行政と議会に対する改革の要請は厳しく」という文章があるんですよ。だから、その辺を最初に指摘された「地方政府としての議会・議員の活動」が不味いという風な解釈を、私はこの部分は、地方政府の担う行政と議会は別にそこと対峙する部分だというような解釈で取ったんです。

○諮問会議会長（村山和治）

神原委員。

○諮問会議委員（神原勝）

違うんです。地方政府を担う行政と議会なんです。この2つが地方政府を担っているということなんです。

○諮問会議会長（村山和治）

溝部議長。

○議長（溝部幸基）

それであれば、「地方政府としての議会・議員の活動の活性化」とか、これでも間違いないということではないんですか。そこも間違っているということでも言われたものですから。

○諮問会議会長（村山和治）

神原委員。

○諮問会議委員（神原勝）

それは全然間違いじゃないです。だから、今の溝部議長の言った、地方政府というのは行政のことだと。

ここの上に書いてあるのはね。そういう理解をされてたんじゃないかと思うんだけども。

○**諮問会議会長（村山和治）**

溝部議長。

○**議長（溝部幸基）**

違うんですよ。最初は「地方政府を担う行政と議会」という風に解釈した上で、この1条で「地方政府としての議会・議員の活動」という風にしたつもりだったんですけども、ここの部分が前の指摘で直すべきだということだったものですから。

○**諮問会議会長（村山和治）**

神原委員。

○**諮問会議委員（神原勝）**

「地方政府としての議会・議員」にしちゃ不味いわけです。地方政府としては議会だけじゃないですから、町もあるんだから。

○**諮問会議会長（村山和治）**

溝部議長。

○**議長（溝部幸基）**

担う部分でも、大丈夫なんですか。議会・議員と。

○**諮問会議会長（村山和治）**

神原委員。

○**諮問会議委員（神原勝）**

担っていることは間違いないわけですが。これは町とともに担っているわけですから、町のことは、ここは書いていないですけども。

○**諮問会議会長（村山和治）**

溝部議長。

○**議長（溝部幸基）**

「としての」では駄目だということですね。

○**諮問会議会長（村山和治）**

工藤委員。

○**諮問会議委員（工藤昭一）**

対峙という言葉もきついけれども、使いたいような気もする。

○**諮問会議会長（村山和治）**

溝部議長。

○**議長（溝部幸基）**

対峙って調べればこのとおりで、きつく対立するみたいな印象が強いんだよね。そういう風に解釈しないで色々使っていたから、今までもね。

○**諮問会議会長（村山和治）**

神原委員。

○**諮問会議委員（神原勝）**

そもそもは「地方政府」というのをここに入れているから面倒くさいことになるわけです。だから、ここは地方政府を取って、「自治と分権の時代に相応しい議会・議員」でスッといく。取ればすっきりするわけです。

○**諮問会議会長（村山和治）**

溝部議長。

○**議長（溝部幸基）**

「相応しい議会・議員の活動の活性化」の方がいいですね。

○**諮問会議会長（村山和治）**

神原委員。

○**諮問会議委員（神原勝）**

私は、地方政府を生かすとすれば、そういう格好になるんじゃないかと言っているんで、これがなけれ

ば一番いいんです。スッと流れる。

○**諮問会議会長（村山和治）**

溝部議長。

○**議長（溝部幸基）**

分権と自治を逆にして、「自治と分権の時代に相応しい議会・議員の活動の活性化と充実」。これの方がいいということですね。

○**諮問会議会長（村山和治）**

阿部議会事務局長。

○**議会事務局長（阿部憲一）**

そうしたら、今の部分をもう一回確認させてください。「この条例は、自治と分権の時代に相応しい議会・議員としての」で繋がるということでもいいですか。

○**諮問会議会長（村山和治）**

溝部議長。

○**議長（溝部幸基）**

「としての」はいらんんじゃないか。前の文章でいい。「相応しい議会・議員の活動の活性化と充実」の方がすっきりする。

○**諮問会議会長（村山和治）**

それでは、これでよろしいでしょうか。

引き続き、局長、進めてください。

○**議会事務局長（阿部憲一）**

次に、第2条ですけれども、第2条は特にございません。

○**諮問会議会長（村山和治）**

神原委員。

○**諮問会議委員（神原勝）**

これは全体通じて言えることなんだけど、同じ言葉を繰り返すというか、例えば「町民代表としての議会」とか「町民代表としての議員」という言葉があちこちいっぱい出てくるんだけど、あまり繰り返すと、すごくしつこい感じを受けるんじゃないか。つまり形容詞的な意味なんだよね。だから、できるだけ形容詞的には取った方がすっきりすることはすっきりするんですよ。

○**諮問会議会長（村山和治）**

溝部議長。

○**議長（溝部幸基）**

スタートの時点で強調していかないと、なかなか意識改革できないというのもあります。

○**諮問会議会長（村山和治）**

神原委員。

○**諮問会議委員（神原勝）**

その思いはすごく分かります。あまり繰り返すとあれだから、例えば「議会・議員は自治と分権の時代に相応しい役割機能を十分に果たし」でいいわけです。そこでまた地方政府云々と繰り返さなくても。「地方政府として求められる」という風に削れば、すっきりするでしょう。

○**諮問会議会長（村山和治）**

2条については、よろしいですね。

阿部議会事務局長。

○**議会事務局長（阿部憲一）**

第3条は、青で書いている「参加」を「参画」に変えた部分だけでございます。

○**諮問会議会長（村山和治）**

溝部議長。

○**議長（溝部幸基）**

1箇所だけ神原先生から指摘されて、7条の8。これがちょっと1箇所だけ抜けていたんです。これは4ページですね。7条の8項、「議会は、町民の参加」となっています。当然、これも「参画」にしてく

ださい。

○**諮問会議会長（村山和治）**

工藤委員。

○**諮問会議委員（工藤昭一）**

参画と参加というのは、参加というのはただ出る、参画は計画するということですか。

○**諮問会議会長（村山和治）**

溝部議長。

○**議長（溝部幸基）**

一緒にやるということです。

○**諮問会議会長（村山和治）**

阿部議会事務局長。

○**議会事務局長（阿部憲一）**

要は、ただ参加するだけじゃなくて、加わるよと。もう少し中に入って、例えば討議でも何でもという意味合いです。

○**諮問会議会長（村山和治）**

工藤委員。

○**諮問会議委員（工藤昭一）**

1条の3行目が「しつかり」になっている。統一に小さな「っ」に修正してください。

○**諮問会議会長（村山和治）**

阿部議会事務局長。

○**議会事務局長（阿部憲一）**

了解しました。修正漏れでした。

○**諮問会議会長（村山和治）**

平沼議会運営委員長。

○**議会運営委員長（平沼昌平）**

第3条は、これでいいんですか。

○**諮問会議会長（村山和治）**

神原委員。

○**諮問会議委員（神原勝）**

第3条は、文章が、まずこの前条というのは議会・議員の使命ですよ。だから、目的を達成し使命を果たすためってくだくなるから、「前条の使命」でいいんじゃないですか。前条の使命を果たすためと。目的を達成しというのを取って、前条の使命を果たすため。その次なんだけど、今、気が付いているのは「果たすため」、そして3行目にまた「展開するため」ときますよね。そうすると、1つのセンテンスになっているから、これでは不味いんだよね。果たすために会期も通年とするということでしょう。ここに繋がるんですよ。住民参加とか情報公開というのは後ろの方でもいっぱい出てくるわけです。何度も何度も。だから、今、言われたように「使命を果たすため」、その下の「議会が本来有する自律性により主体的・機動的な活動を展開するため」。

○**諮問会議会長（村山和治）**

溝部議長。

○**議長（溝部幸基）**

「使命を果たし」にして、続ければいい。

○**諮問会議会長（村山和治）**

神原委員。

○**諮問会議委員（神原勝）**

まず、この「情報公開、町民参加を積極的に進め、町民の意見、要望等を的確に把握し」というのを削ったらどうですか。後ろに沢山出てくるから、同じく何回も。だから、これは通年議会にするということを行っているわけだから、議会が機動的な活動をするために通年議会にするということを行っているわけですよ。議会が本来有する自律性により主体的・機動的な活動を展開するため通年制にするんだから、

ここは大事なところです。

○**諮問会議会長（村山和治）**

溝部議長。

○**議長（溝部幸基）**

「把握し」まで抜いて、「使命を果たし」にして続ければいいんじゃないですか。

○**諮問会議会長（村山和治）**

神原委員。

○**諮問会議委員（神原勝）**

果たしという表現の仕方でもいいんだけど、果たすとともになんだよね。だから、果たして切っちゃうと、その果たしという文章がどこに繋がってくるのかという風になっちゃうから、これは後にも沢山出てきますけれども、果たすとともにこうするという風にした方がいいんじゃないですか。果たすとともに、議会は本来有する自律性によりというか、基づくだよね。議会が本来有する自律性に基づく主体的・機動的な活動を展開するため。「議会・議員活動の基本となる」まではいらんんじゃないか。

○**諮問会議会長（村山和治）**

阿部議会事務局長。

○**議会事務局長（阿部憲一）**

議会は、前条の使命を果たすとともに、議会が本来有する自律性に基づく主体的・機動的な活動を展開するため、議会の会期を通年とする。

○**諮問会議会長（村山和治）**

よろしいですか。

それでは、次に進んでください。

神原委員。

○**諮問会議委員（神原勝）**

その前に、この2なんだよね。「議会の会期を通年とする」って前のやつをまた繰り返しているんだけど、こういう時は「前項に関して必要な事項が」でいいんだよね。本当はここに1というのがあるんだけど、こういう場合は1と書かないんです。3条の1と言うんだけど、1という風には言わない。書かないんです。

○**諮問会議会長（村山和治）**

溝部議長。

○**議長（溝部幸基）**

前項もいらんんじゃないですか。

○**諮問会議会長（村山和治）**

神原委員。

○**諮問会議委員（神原勝）**

もし前項が嫌だったら、「通年議会に関して必要な」とか、そういうことでもいいですよ。前項を受けて2があるから、そういう風に言っているだけで、どちらでもいいです。「議会の会期を通年とする」という繰り返しはいらんということです。前の項だから、第3条の1を受けているんだから、前項と書くのが一番簡単ですよ。

○**諮問会議会長（村山和治）**

阿部議会事務局長。

○**議会事務局長（阿部憲一）**

確認します。「議会の会期を通年とする」を「前項に関して」に置き換える。

○**諮問会議会長（村山和治）**

よろしいですか。

それでは、次に進んでください。

阿部議会事務局長。

○**諮問会議会長（村山和治）**

阿部議会事務局長。

○**議会事務局長（阿部憲一）**

4条につきましては、うちからの改正点はないです。ただ、神原先生の方から、検討調書にある不当要求行為の防止条例を改正するから、後から変えなきゃいけないという部分で神原先生のを見ながら考えていましたけれども。

○**諮問会議会長（村山和治）**

溝部議長。

○**議長（溝部幸基）**

このとおり変えることになります。

○**諮問会議会長（村山和治）**

神原委員。

○**諮問会議委員（神原勝）**

こういうのではなくなるわけですか。

○**諮問会議会長（村山和治）**

溝部議長。

○**議長（溝部幸基）**

こういう風に政治倫理条例という名称自体も全部変えます。

○**諮問会議会長（村山和治）**

阿部議会事務局長。

○**議会事務局長（阿部憲一）**

だから、これは後日直すということです。

○**諮問会議会長（村山和治）**

溝部議長。

○**議長（溝部幸基）**

不当要求行為の関係の部分は、町側の方の対応でこういう風にしたんですけども、倫理条例としてはちょっと足りない部分もありますので、その辺を整理して名称も全部政治倫理条例という形にします。

○**諮問会議会長（村山和治）**

神原委員。

○**諮問会議委員（神原勝）**

それで、今のところの4条なんですけれども、これは私のメモの2ページ目に一番最後の部分で、全体を通して繰り返すところが色々あるということを言っているんですが、この二元代表制の4条の「議員は、町民全体の代表者として二元代表民主制の議会の役割を十分果たすため」というのは重いから、「議員は、町民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し」という風に続けられなきゃいけないんですか。「二元代表民主制の議会の役割を十分果たすため」というのを取るということです。「議員は、町民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し」という風に繋げる。これは難しい言葉だよね。倫理性を常に自覚しというのはすごいね。私だったら、その倫理を常に重んじとか、倫理性というと倫理でもないのかなと。これは言葉の趣味の問題ですから、私が一步譲ります。

○**諮問会議会長（村山和治）**

阿部議会事務局長。

○**議会事務局長（阿部憲一）**

ここはさっき神原先生が言った、「二元代表民主制の議会の役割を十分果たすため」というのを削除するという内容です。

○**諮問会議会長（村山和治）**

溝部議長。

○**議長（溝部幸基）**

「代表者としての倫理を常に自覚し」と続ける。これでどうですか、先生。

○**諮問会議会長（村山和治）**

神原委員。

○**諮問会議委員（神原勝）**

代表者としての次に点を増やしたらいいんじゃないですか。「代表者として、その倫理を常に自覚し」とした方がいい。

○諮問会議会長（村山和治）

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部憲一）

「議員は、町民全体の代表者として、その倫理を常に自覚し」、あとは一緒です。そして、下の条例名は後で直します。

引き続き第5条ですが、7項まであるので、「傍聴」の部分で「参画」に変えたのが青文字です。この第5条については、その青文字なんですけれども、神原先生からのご意見は、第3項、「議会は、委員外議員の制限規定を廃止し」。これは規定を廃止するというのを、この条例でわざわざ言わなくてもいいんじゃないかということでの削除。それから第4項、「議会は、ホームページを利用して会議の議案調査、資料等を事前に情報提供」とあるけれども、ここは公表でいいんじゃないか。それから第5項、「議長は、町民が議会の審議内容を分かりやすく参画できるよう」となっているけれども、分かりづらいと。「町民に対して議会の審議内容を分かりやすくするため」と変えた方がいいのではないか。その後に「参画者」が出てきますけれども、ここは「議会傍聴者」ということに言い換えて、「（以下、参画者という）」という説明を付けるという内容です。それから第7項が、福島町議会の参画を奨励する規則は条例化が必要ではないかという意見だったと思います。

神原先生、お願いします。

○諮問会議会長（村山和治）

神原委員。

○諮問会議委員（神原勝）

ちょっと順番を変えて、そこには書いていないんですが、5条の一番最初ですよ。 「議会は、町民自治を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し」。これがすごく重いんだよね。町民自治を基礎とする町民の代表機関って、もっと簡単に出来ないですか。例えば、町民の代表機関というのは、町民自治の中にも入っている問題でもあるし、もっと簡単に言えば、議会というのは町民自治の機関なんですよ。ここで言っている意味というのは、町民自治のための機関として議会があるわけだから、「町民自治を基礎とする町民の代表機関」の方がまだすっきりするかもしれないね。だから、今、言われたように、町民の代表機関の方を残すか、町民自治の方を残すか、どちらかで、町民自治の方を残すとすれば、「議会は、町民自治の機関であることを常に自覚し」という風に言えなくもないし、あるいは「議会は、町民の代表機関であることを常に自覚し」と。どちらかにした方がいいと思う。

○諮問会議会長（村山和治）

溝部議長。

○議長（溝部幸基）

これはトータルで先生の方で言っている「町民の代表機関として」という表現がすごく多いということですよ。

○諮問会議会長（村山和治）

神原委員。

○諮問会議委員（神原勝）

「町民自治の機関」という表現は今までしていないから、そっちの方を残した方が意味があるかな。そして、「公正性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた議会」。これもちょっと繋がりが悪いから、さっきのやり方と同じように、「重んじるとともに」という風にした方がいいんじゃないですか。「重んじるとともに、町民に開かれた議会、町民参加を不断に推進する議会を目指して活動する」という風にするのとスッと流れていくんじゃないかと思います。それがその1つですね。

それから、3項の、これちょっと正直言うと分からなかったの、「委員外議員の制限規定を廃止」というのは、何か制限している規定があるんですか。

○諮問会議会長（村山和治）

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部憲一）

これは事務局の方でも朝調べたんですけども、前の委員会条例では何も規定されていないんですけども、今回の委員会条例では委員外も参加できるような規定を作っていると。それが裏返して、こういう表現だったと思うんですけども、議長、何かありますか。

○**諮問会議会長（村山和治）**

溝部議長。

○**議長（溝部幸基）**

指標とか標準とか何か載っているんでないのか。

○**諮問会議会長（村山和治）**

阿部議会事務局長。

○**議会事務局長（阿部憲一）**

標準の昔のも見ていたんですけども、何もなかったです。

○**諮問会議会長（村山和治）**

溝部議長。

○**議長（溝部幸基）**

だから、この言っている委員外議員の制限規定というのが、委員外で参加するのに委員会の許可がいるとか、それから入った場合の発言とか色んな制限があるんです。前の委員会条例は標準をベースにしてやっているから、そういうものの規定を全部廃止して、普通の委員と同じような対応をするということを考えていたんです。うちの方は本会議主義でやっているから、委員会の場合については、ほとんど付託案件というのがないんです。所管調査中心ですから、そういった部分では採決とか何かの場合は当然委員だけということなんですけれども、あまりその辺は実質的にない状況の常任委員会の活動なんです。だから、あえてこうしたということは、その辺を含めた今までの委員外議員の色んな考え方を全面的に廃止するというで強調したということの意味だと思います。

○**諮問会議会長（村山和治）**

神原委員。

○**諮問会議委員（神原勝）**

これは委員外議員のことを言いたいために書いているんじゃないかと、委員会活動の充実強化を図るといのが中心の文章でしょう。だから、その委員会活動の充実強化を図るために、委員外議員を含めた委員会活動の充実強化という意味なんでしょう。そうしたら、尚更これは委員外議員の制限規定を廃止して先にこれが出てくるのは、何か委員外議員のことを言うために書いているのかなという、そっちの方に重点があるのかな。

○**諮問会議会長（村山和治）**

溝部議長。

○**議長（溝部幸基）**

要するに、こういうことなんですよね。議員定数をどんどん削減して、委員会も1つにするとかっていう議論が色々ありました。昔は4つの委員会のもものが3つになって、今は2つですから、そういった場合において、従来4常任委員会があった頃とは状況が違うということの中で、委員外議員も積極的に入れて議論するような常任委員会にしていかなきゃいけないという部分です。

○**諮問会議会長（村山和治）**

神原委員。

○**諮問会議委員（神原勝）**

それはよく分かるんだけど、どっちを書きたいのかということです。

○**諮問会議会長（村山和治）**

溝部議長。

○**議長（溝部幸基）**

両方ということで、充実するためには委員外の議員もどんどん積極的にということです。

○**諮問会議会長（村山和治）**

神原委員。

○**諮問会議委員（神原勝）**

それであれば、「議会は、委員会活動の充実強化を図るため」という風に、そっちを頭の方に持ってい
たらいいんじゃないですか。

○諮問会議会長（村山和治）

溝部議長。

○議長（溝部幸基）

最後の部分を「委員外議員の制限規定を廃止する」ということで付けるということですか。

○諮問会議会長（村山和治）

神原委員。

○諮問会議委員（神原勝）

そうです。

○諮問会議会長（村山和治）

谷藤議会事務局主査。

○議会事務局主査（谷藤悟）

委員会条例の中に委員外議員の項目があつて認めるとなっているんです。

○諮問会議会長（村山和治）

神原委員。

○諮問会議委員（神原勝）

そうしたら、これはやっぱりそれを取って、「議会は、委員会活動の充実強化を図るため、委員外議員
を含めた多様な討議を展開する」でいいんでないですか。もう1回言いますか。「議会は、委員会活動の
充実強化を図るため、委員外議員を含めた多様な討議を展開する」と。手直しがあれば、また後でという
ことにして、順番に行きますね。

4は、「議会は、ホームページを利用して、会議の議案・調査資料等を事前に情報提供する」と。これ
は意味はよく分かります。それで、事前に情報提供するというのは、これはホームページを利用してと書
いてあるから、要するに、後ろの方で傍聴する人に資料なんかも全部提供するというのに関連してくる
んですけども、これは事前に情報提供するというのは、住民と議員に対して言っているわけですか。

○諮問会議会長（村山和治）

溝部議長。

○議長（溝部幸基）

住民に対してです。議員には資料を配付しますから、ホームページのコーナーに会議の資料の関係も載
せると。事前に住民も見ることが出来るということになります。

○諮問会議会長（村山和治）

神原委員。

○諮問会議委員（神原勝）

そうしたら、対象は、その住民に情報を提供するというところに力点を置くのか、もっとそれを柔らかく
言えば、公表すれば提供するということになるわけだから、情報提供するということになる、誰からの
情報提供をするという対象をはっきりさせないと、何かこの言葉は情報提供ということとはなかなか難
しい言葉になるので、公表するというのであれば、それを誰でもみんな見れますよという意味ですから。

○諮問会議会長（村山和治）

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部憲一）

ここに関しては、新聞屋さんだとかも含めた部分もあるから、当日の朝にホームページだとかも公開す
る形になっているんです。だから、そういう意味では、当日の朝だけでも事前に公表と。

○諮問会議会長（村山和治）

神原委員。

○諮問会議委員（神原勝）

公開でもいいしね。

○諮問会議会長（村山和治）

溝部議長。

○議長（溝部幸基）

情報提供は「公表」でいいと思いますね。

○諮問会議会長（村山和治）

神原委員。

○諮問会議委員（神原勝）

とりあえずそういうことにして、次に進みますね。次は、ここが一番私ちょっと引っ掛かったというのが文章的、意味はよく分かるんですよ。参加という言葉を使わないで参画という言葉に全部置き換えたために、そこで統一すると、動詞で例えば参画するとか、こういう言葉で参画というのは、そのとおりスツと取れるんだけど、参画者という風になると、こういう言葉ってあまり使わないんですよ。参加者とか、そういうような言葉としては使うんだけど、参画者という言葉は普段あまり使わないので、そこをどうするか。やっぱりどうしても参加者という言葉でいくんだったら、これは要するに傍聴者というのを参加者という風に抑えて、それで傍聴者以上の意味をこれには実は持たせているんですよという、要するにそのことが分かるように、1回は傍聴者という言葉を使ってから参加者と言うとか、何かそういう風にしないと、ここは普通の人が見ると、これは何を言っているんだろうかという風になっちゃうんじゃないかと思ったんですよ。

○諮問会議会長（村山和治）

溝部議長。

○議長（溝部幸基）

参画を奨励する条例の方は、そういう形にしています。一番最初を傍聴者にしています。

○諮問会議会長（村山和治）

神原委員。

○諮問会議委員（神原勝）

そうですね。そうすると、そういう意味で使っているんだとすぐ分かる。

○諮問会議会長（村山和治）

溝部議長。

○議長（溝部幸基）

そうしたら、スタートだけそういう風にするということで、ここが最初に出てくる部分だよ。

○諮問会議会長（村山和治）

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部憲一）

一番最初だけ議会傍聴者にして、注釈付けてやると、次からは参画者で使います。

○諮問会議会長（村山和治）

溝部議長。

○議長（溝部幸基）

基本条例では、ここが最初だよ。そうしたら、ここが一番最初の部分だけをそういう風にします。

○諮問会議会長（村山和治）

神原委員。

○諮問会議委員（神原勝）

そこは工夫してもらうことにして、5番目の「町民が議会の審議内容をわかりやすく参画できるよう」って、ここはちょっと文章としては、議会の審議内容をわかりやすく理解できるようにするという意味でもないんですよ。審議内容がわかっている、なおそこで何かの参加が出来るようにするという2つの意味が重なっていると思うんですよ。

○諮問会議会長（村山和治）

溝部議長。

○議長（溝部幸基）

参画自体の意味がそういうことの意味なので、ただの傍聴でなくてということです。

○諮問会議会長（村山和治）

神原委員。

○諮問会議委員（神原勝）

これはひっくり返しちゃったらいんじゃないか。要するに、「参画者に議案の審議に用いる資料等を提供する」というものと、「参画者の意見を聴く機会を設ける」ということと、それと「参画意欲を高める」ということと、色んなことがこの中にいっぱい入っているんだよね。

○諮問会議会長（村山和治）

阿部議会事務局長。

○議会議務局長（阿部憲一）

ここは考えていくと時間が足りなくなりそうなので、ペンディングということではいけないでしょうか。

○諮問会議会長（村山和治）

溝部議長。

○議長（溝部幸基）

先生の手記部分をもう一回参考にして検討します。

先生、傍聴規則は条例にしている方が多いんですか。

○諮問会議会長（村山和治）

神原委員。

○諮問会議委員（神原勝）

これは要するに法律で規則と言っているから、そのままみんな規則にしているだけで、福島町は会議規則を会議条例にしているのに傍聴規則をこのまま規則にしておくのはどうなのかという意味で言っているんです。特に規則というのは内部の取締規則だったから、議会の内部だけにしか適用しない規則にしている。ところが、参加という意味を強めるんだったら、まさに住民に直接関わってくる問題だから、これを規則に留めておくのは一貫性がないんじゃないかということで、やるならちゃんと条例にきなさいということです。

○諮問会議会長（村山和治）

溝部議長。

○議長（溝部幸基）

言われるとおり、前の傍聴規則の延長線上で規則というだけで、そこまで深く考えていなかったです。そうしたら、今、言われるとおり、うちの方はちょっと中身違いますので、条例の方向で。今の規則そのものも検討途中なんですけれども、例えば参画、傍聴に来た方の名簿の記載とか、それも全面的に止めようかなという風に思っています。第一段階は名前だけで、住所とか年齢とか性別とかを止めるという段階からいこうかなと思ったんですけれども、ビデオで全部取っていますし、人数とか性別は調べようとすればそれでわかりますし、ただ、今までデータを取っていても、それを何に活用したとか必要性がまったく、あるんでしょうけれども、使っていないんですよ。ただ人数の確認だけですから、それであれば十分ビデオの記録で保管していますので、ですから、これもどこかの市議会か何かでそういう事例があって、資料をそれもおさえておいて、その部分は完全にそれを止めるという形の方がいいんじゃないかなという風に思っています。それを併せて条例の方向で対応します。

○諮問会議会長（村山和治）

神原委員。

○諮問会議委員（神原勝）

条例改正をするのは、文言の単なる修正だけなので、やっぱり改正することによって、こういう議論に今度は力点を置いているということの一つにもなると思うんですよ。

○諮問会議会長（村山和治）

溝部議長。

○議長（溝部幸基）

わかりました。その方向で。

○諮問会議会長（村山和治）

神原委員。

○諮問会議委員（神原勝）

町民自治を基礎とする機関ということは、そういう表現にすると、ちゃんと代表機関って書かなきゃ

駄目。だから元に戻る。自治の機関だから。

○諮問会議会長（村山和治）

溝部議長。

○議長（溝部幸基）

町民自治の代表機関ということでいいんですか。

○諮問会議会長（村山和治）

神原委員。

○諮問会議委員（神原勝）

要するに、町民自治というのは、町民がこの福島という社会を運用していくための機関だから。町民自治の機関だから、町民自治を代表する機関というのは、代表しているわけじゃない。福島町に住んでいる人達が、この地域の主権者として、ここをどうやって良い町にするかということをやするために福島町という政府を作っているわけだから。

○諮問会議会長（村山和治）

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部憲一）

読み上げます。「議会は、町民自治の機関であることを常に自覚し、公開性、公正性、透明性、信頼性を重んじるとともに」。あとは町民に開かれた議会と繋がっていきます。これで第5条は、とりあえず1回終わります。

3項は、「議会は、委員会活動の充実強化を図るため、委員外議員を含めた多様な討議を展開する」。

5項が、ちょっとまだ整理できていないです。

○諮問会議会長（村山和治）

神原委員。

○諮問会議委員（神原勝）

5、6、7をペンディングにしておいたらいいです。

6条は、字句は変わっていませんけれども、私の方は、ここは大したことはないので、6条の1は、「議員は、議会が言論の府として合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議の推進を重んじる」と書いているから、もうちょっとすっきり重んじると言わないで、推進するでいいんじゃないですか。討議を推進すると。

それから、その下ですが、「議員は、町政の課題について、課題別・地域別等の町民の意見を的確に把握し、自己の能力を高める不断の研さんに努め」で、またこうなるから、ここも「把握するとともに」という風にした方がいいんじゃないですか。「的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努める」でいいんじゃないかと思うんだけど。また町民に選ばれた者って書いて、また繰り返してくるから。

○諮問会議会長（村山和治）

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部憲一）

第2項をもう一回読み上げます。「議員は、町政の課題について、課題別・地域別等の町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努める」。あとは削除。

第6条よければ、先に進んでいいですか。

第7条ですけれども、ここも青く書いている、ここは「参加」を「参画」です。第7条は次のページまでありますけれども、第5項が先生の意見で、「議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設け」とありますけれども、「設けることによって、議会・議員の政策能力を強化するとともに、町民と議会の協働による政策提案の拡大を図る」というのが先生の改正案です。

○諮問会議会長（村山和治）

神原委員。

○諮問会議委員（神原勝）

これはもうこの文章を取りやすくした考えだけですので、後ろの方、「町民と議会が積極的に政策提案をできるような協働を目指して、政策提案の拡大を図る」と。ちょっとややこしくなっちゃうので、そこ

は「町民と議会の協働による政策提案の拡大を図る」でいいんじゃないかという風に思います。簡略化しただけです。内容的にどこか削いでいるとか、そういうことはないと思います。

○**諮問会議会長（村山和治）**

阿部議会事務局長。

○**議会事務局長（阿部憲一）**

第5項はオーケーで、第7条第6項については、よろしいですか。今まで第6項には、議会評価だとか議員評価の項目がなかったので、これは現実にやっていることなので、足してこういう風に表現したということですか。よろしいですか。

それから、第7項も「参加」、「参画」です。

それから、第8項。これがさっき神原先生から、議長も説明しましたがけれども、「参加」を「参画」と直しそびれていた部分。それと、議会報告会を括弧書きで「町民と議員との懇談会」。今、使っている名称ですけども、それを入れたということですか。

○**諮問会議会長（村山和治）**

神原委員。

○**諮問会議委員（神原勝）**

これは議会報告会という名称は何か使っているんですか。福島町で使っていないでしょう。

○**諮問会議会長（村山和治）**

阿部議会事務局長。

○**議会事務局長（阿部憲一）**

今は使っていないです。

○**諮問会議会長（村山和治）**

神原委員。

○**諮問会議委員（神原勝）**

そうしたら、これを逆にした方がいいんじゃないですか。括弧の中に入れるのが議会報告会で、これは普通に言っている議会報告会ですよということだから、括弧の中にこれを入れた方がいいと思います。

○**諮問会議会長（村山和治）**

溝部議長。

○**議長（溝部幸基）**

議会報告会も兼ねているという形なんですよ。今まではどっちかと言うと報告会に力が入っていたんですけども、今度は懇談の方に力を入れているということで、これは逆にした方がいいですね。

○**諮問会議会長（村山和治）**

阿部議会事務局長。

○**議会事務局長（阿部憲一）**

それはよろしいですね。

次、第8条いきます。第8条は、文言の部分です。神原先生から協力し合う事の「事」、漢字を平仮名に。それから、第2項のところの2行目ですけども、一定の方向性の「性」の字、「一定の方向」でいいのではないかというご意見です。私の解釈とすれば方向性でもいいのかなと思うけど、どうでしょうか。

○**諮問会議会長（村山和治）**

神原委員。

○**諮問会議委員（神原勝）**

これも細かく言えば、要するに色々なことがいっぱい文章の中に書いていると思うんだよね。「広く町政上の論点・争点を明確にして一定の方向性を見いだすため」となっているから、論点・争点を明確にするということは、方向性を見いだすということなんです。何が問題だということなんですから、そうすると、その言わんとしていることは、似たような言葉で書かれているんじゃないかと思っていたので、だから、場合によってはそこを取って、「広く町政上の論点・争点を明確にするため」でいいんじゃないかと思います。

○**諮問会議会長（村山和治）**

溝部議長。

○議長（溝部幸基）

論点・争点を明確にして結論的な方向を出さないというのは、できればそっちの方ですよ。論点・争点だけで終わるんでなくて。

○諮問会議会長（村山和治）

神原委員。

○諮問会議委員（神原勝）

それだったら「方向」でいいんです。

○諮問会議会長（村山和治）

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部憲一）

そうしたら、ここは「方向」ということでよろしいでしょうか。

それでは、第8条終わりました。

第9条です。ここは第1項、(7)の計画予算額の積算根拠というのをこちらの方で入れ込んだんですけども、神原先生の方からは、計画というよりは政策等の予算額。計画というのはちょっとわかりづらいということで意見がありました。

それから、第2項の赤字の部分については、先ほど来から言っている部分ですので、第9条はそこだけです。

○諮問会議会長（村山和治）

溝部議長。

○議長（溝部幸基）

今、神原先生が言うように、前段に政策等って付いているから、後ろの方にこれを繋げたらどうか。

「政策等の予算額の積算根拠、将来にわたるコスト計算」と。そうすれば政策等がダブらなくなる。

○諮問会議会長（村山和治）

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部憲一）

委員の皆さん、よろしいですか。

第10条に行く前に、神原先生から、この第9条辺りに追加で一般質問の追跡調査を入れなければならないのではないかというご意見をいただいております。

○諮問会議会長（村山和治）

神原委員。

○諮問会議委員（神原勝）

これは条例改正をさっきの参画の条例化という問題と同時に、これは実際にやっている追跡調査だから、これもやっぱり条例改正をして、きちんと基本条例の中に入れ込む、これも今回の改正の非常に大きな要事だと思います。

○諮問会議会長（村山和治）

溝部議長。

○議長（溝部幸基）

そのつもりでいたんです。先生の言ったような内容で、この部分は9条の3を入れる方向で、この内容で検討させてください。

○諮問会議会長（村山和治）

神原委員。

○諮問会議委員（神原勝）

是非検討してください。お願いします。

○諮問会議会長（村山和治）

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部憲一）

そして、次に10条いきます。10条については、文言の整理以外では神原先生の、これも文言的な部分ですけども、第2項の一番最後、「説明資料を付して」の前に「施策・事業別の」と入れるという形

です。これは議長、よろしいですね。委員の皆さん、よろしいですか。10条を終わります。

第11条は、こちらの方で入れ込んだのは、議会の議決事件（地方自治法第96条第2項）という、この表現の部分です。

○諮問会議会長（村山和治）

神原委員。

○諮問会議委員（神原勝）

ここは本当に思いがこもり過ぎて、その思いを文章整理するのは容易なことじゃないというのはつくづく感じていて、私も読むと非常に思いが伝わってくるんだけど、関係ない人というか、普通の人を読むと何を書いているんだろうかと、やっぱりすごく悩むと思うんですね。だから、そこは難しいけれども、簡潔に表現してはどうかということで、ここは自治体が決めるのは町長も色んなことを決めなきゃいけないわけだし、議会だけがすべてのことを決めているわけじゃないから、そこは町長との兼ね合いをどうするかという半分遠慮しながら書いているんですけども、それをどう表現するかということですが、それで、ちょっと私の案文を見ていただきたいんですが、「代表機関として町長と責任を分有する議会は、議決責任を果たすため、議会の議決事件について、次のとおり定める」と。これだけでいいんじゃないかなと思うんです。

○諮問会議会長（村山和治）

溝部議長。

○議長（溝部幸基）

そうですね。これを作った時は、ここに書いたような思いなんですね。なかなか認めないと。だから、我々も応分の責任を取るんだということを強調する。それで今は理解を求めているということなんです。

○諮問会議会長（村山和治）

神原委員。

○諮問会議委員（神原勝）

それが非常によく伝わってくる文章で、これは私ぐらいしか理解できないんじゃないかなと思ったので。

○諮問会議会長（村山和治）

溝部議長。

○議長（溝部幸基）

これも検討して、先生の方向で出来るだけ簡易にするようにします。

○諮問会議会長（村山和治）

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部憲一）

それでは、第11条終わりました。

第12条は何もありません。

第13条も何もありません。

第14条、議員定数・歳費の部分です。諮問会議がこの部分、改正にあたっての役割の中に入っていなかったもので、こちらの方で諮問会議を入れ込みました。それから、第4項で町民の直接請求についても自治法の部分を入れ込みました。それで、神原先生の方から、その第3項の本基本条例諮問会議の部分、別に条例で定める基本条例諮問会議。それから、参考人制度と公聴会制度。ほかのところでも地方自治法第何条と入れている部分を、ここでも地方自治法第115条第2項と入れるという改正案です。

○諮問会議会長（村山和治）

溝部議長。

○議長（溝部幸基）

これはいいんじゃないですか。

○諮問会議会長（村山和治）

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部憲一）

このままいきます。委員の皆さん、よろしいですか。

○諮問会議会長（村山和治）

神原委員。

○**諮問会議委員（神原勝）**

20条の関係で、ここの諮問会議というのは付属機関なんでしょう。そうですね。だから、付属機関については後ろの方にまた出てくるので、そことの関係を後でまたちょっとお話をします。

○**諮問会議会長（村山和治）**

阿部議会事務局長。

○**議会事務局長（阿部憲一）**

それでは続きまして、第15条はありません。

第16条なし。

第17条第2項、議会のは後に「終焉」という言葉はちょっと重いのではないかと。「終わり」に変えたらどうかという神原先生の意見です。委員の皆さん、よろしいでしょうか。第17条を終わります。

第18条は、ここはタイトルも文章の中にも「者」という表現をしていたんですけども、そこを「議員」という部分。それと文言整理の部分ありましたけれども、それで修正している部分です。よろしいですか。

19条行きます。19条はありません。

20条、先ほど神原先生おっしゃった付属機関の部分、それから専門的知見の活用をどこかで入れなきゃないと。これも前の諮問会議の中でも議論あったところなんですけれども、それを今回この第20条の、諮問会議を想定していたわけじゃないんですけども、付属機関の設置という項がありましたので、ここに「専門的知見の活用」と入れたらどうか。それで、第1項を赤字のような形で直したと。それで、第2項以降を赤字のような形で直したというのが、こちらの方の改正案です。それで、神原先生の方から専門的な知識・経験を有する者等の積極的な活用。これは先ほどもありましたけれども、自治法の100条第2項ですので、その部分を括弧書きで入れるというのが修正案です。これについてはよろしいでしょうか。専門的知見の活用については、多分よろしいのかなと思いますけれども、神原先生が先ほどおっしゃった付属機関。

○**諮問会議会長（村山和治）**

神原委員。

○**諮問会議委員（神原勝）**

これは付属機関が必要であるときは設置すると書いてありますよね。これはこれでいいんですけども、14条でさっき見た、諮問会議はそれを説明した以降は何もしていないんですけども、実はそれは付属機関でもあるわけなので、別々にまったく関係ない部分に存在させておいていいものだろうかという風にちょっと気になったということなんです。だから、説明のことであっても、そう説明すればいいだけのことだというのであれば、それはそれでいいですけども、でも付属機関って今これしかないわけでしょう。その1つしかないものを他にやっておいて、一般論でこっちにかけているというのも、なんかちょっとどうかという気がしたんですよね。

○**諮問会議会長（村山和治）**

溝部議長。

○**議長（溝部幸基）**

そうすると、順序からいったら、この部分は先に来なきゃおかしい。14条で先に出てきている感じですよ。

○**諮問会議会長（村山和治）**

神原委員。

○**諮問会議委員（神原勝）**

諮問会議というのは別な条例になっているわけだから、この議会基本条例に基づいて作っているものじゃないですよ。

○**諮問会議会長（村山和治）**

阿部議会事務局長。

○**議会事務局長（阿部憲一）**

第20条に基づくという諮問会議条例にも規定しています。

○諮問会議会長（村山和治）

神原委員。

○諮問会議委員（神原勝）

それは付属機関の設置条例ですよ。付属機関を設置することができるという規定が基本条例にある。それに基づいて諮問会議条例を作っているわけですよ。だから、二本立てというか、二重の仕掛けになっている。

○諮問会議会長（村山和治）

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部憲一）

ただ、先生、私も最初、二重になっているのかなと思ったんですけども、付属機関を別に設置する余白というか、それも残しておかなきゃないと思ったので、こっちはこっちでいいのかなと思ったんですけども。

○諮問会議会長（村山和治）

溝部議長。

○議長（溝部幸基）

その意味は分かるんだけど、現実にあるから、その部分をそのままでもいいのかなということ。

○諮問会議会長（村山和治）

神原委員。

○諮問会議委員（神原勝）

さっき基本条例諮問会議って、ここを別に条例で定める基本条例諮問会議にしたけれども、本条例第20条の2で定める付属機関ということに、ここに入れておけば後ろのやつと繋がっているということが分かるわけだから。

○諮問会議会長（村山和治）

溝部議長。

○議長（溝部幸基）

順序はいいですか。後ろでも構わないですか。

○諮問会議会長（村山和治）

神原委員。

○諮問会議委員（神原勝）

場所を変えないで、そういうのを入れればいいんじゃないですか。

○諮問会議会長（村山和治）

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部憲一）

ここの表現は後で整理します。

○諮問会議会長（村山和治）

神原委員。

○諮問会議委員（神原勝）

そうすれば、もうあと書かなくていいんじゃないですか。

○諮問会議会長（村山和治）

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部憲一）

ただ、諮問会議ってやってるから、20条プラスやっぱり諮問会議条例の部分も謳わなきゃいけないですか。

○諮問会議会長（村山和治）

神原委員。

○諮問会議委員（神原勝）

20条で規定する付属機関でいいんです。それだけ書いておけばいい。

○諮問会議会長（村山和治）

阿部議会事務局長。

○**議会事務局長（阿部憲一）**

先生の説明書きは、第20条で規定する付属機関である基本条例諮問会議という表現ですか。

○**諮問会議会長（村山和治）**

神原委員。

○**諮問会議委員（神原勝）**

そういう風にも書いてもいいし、括弧して本条例第20条に規定する付属機関という風に書いてもいいということです。

○**諮問会議会長（村山和治）**

阿部議会事務局長。

○**議会事務局長（阿部憲一）**

そうしたら、20条はよろしいですね。

それで、21条が赤書きで「事務局職員の自己研さんに精励する」。それから、第2項で事務局体制の部分については、「人事については、町長と事前に協議することを旨とする」という風に変えました。

○**諮問会議会長（村山和治）**

神原委員。

○**諮問会議委員（神原勝）**

私は、ちょっと腰が引けているんじゃないかと思ったんです。任命権者としての立場から町長と協議するんであって、ただ議長だから協議しているんじゃないので。

○**諮問会議会長（村山和治）**

溝部議長。

○**議長（溝部幸基）**

議長の部分を任命権者としてのということですよね。

○**諮問会議会長（村山和治）**

神原委員。

○**諮問会議委員（神原勝）**

職員の任命権者ということです。議会事務局の職員の人事権は議長が握っているわけですから。ここは主語が「議長は」だから、「議長は、事務局体制の強化を図り、事務局職員の人事にあたっては、任命権者としての立場から、町長と事前に協議する」でいいんじゃないでしょうか。

○**諮問会議会長（村山和治）**

阿部議会事務局長。

○**議会事務局長（阿部憲一）**

そういう風にします。

22条行きます。議会図書室の部分。これは文言の整理だけなので、「地方自治法」を加えた部分と、図書の部分に「等」を入れている部分。これはよろしいですね。

23条は、字が間違っていたのを直すやつですので、これもよろしいですね。

それから、24条は少し議論があるところで、こちらの方からの改正では、委員会の活動、第3項に、「議長は、所管事務調査の委員会報告書を執行者側に説明のうえ手交する」と。今もうやっている部分ですけれども、書かれていなかったので入れ込みました。それで、神原先生の方から24条の第1項の「資料等を積極的に事前公開し」というのが、先ほども議論になりました第5条の4、5と重複しているという部分です。だから、神原先生はこれを取ってもいいんじゃないかと。

○**諮問会議会長（村山和治）**

神原委員。

○**諮問会議委員（神原勝）**

ただ、これは委員会の活動という風になっているから、どうかなというのはあるんですけれども、前は議会というのが主語で一般的に言ったんですが、この程度の重複はいいのかなという気も実はしているんですよ。

○**諮問会議会長（村山和治）**

溝部議長。

○議長（溝部幸基）

どっちかと言うと、本会議が中心で、常任委員会等の部分については、今でもまだ会議録を作っていないかったり、要点筆記したり、そういう所の方が多いんですよね。もちろんそういう所は資料も傍聴者に配付もしていませんし。

○諮問会議会長（村山和治）

神原委員。

○諮問会議委員（神原勝）

じゃあ、私この点は取り下げます。

3は、「所管事務調査の委員会報告書を執行者側に説明のうえ」と書いてありますけれども、執行者側というのはどういうことですか。

○諮問会議会長（村山和治）

溝部議長。

○議長（溝部幸基）

町長は直接対応しないということにしているんです。副町長と担当課長という形でやっています。

○諮問会議会長（村山和治）

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部憲一）

もう1つは、町長もありますし、教育委員会部局もありますし、そういう内容での執行者側です。

○諮問会議会長（村山和治）

神原委員。

○諮問会議委員（神原勝）

この場合に「執行者側」という言葉なんですけれども、執行側という言葉はよく私も聞く言葉なので、執行者側というのは普通そういうものに使うんですかね。

○諮問会議会長（村山和治）

溝部議長。

○議長（溝部幸基）

執行側の方が多いですか。

○諮問会議会長（村山和治）

神原委員。

○諮問会議委員（神原勝）

私はそう思ったんだけど。

○諮問会議会長（村山和治）

溝部議長。

○議長（溝部幸基）

うちは執行者側という使い方の方が多いんですよね。

○諮問会議会長（村山和治）

神原委員。

○諮問会議委員（神原勝）

わかりました。

○諮問会議会長（村山和治）

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部憲一）

それでは、こちらの方からの改正案はもうないんですけれども、一番最後、第29条、条例のつくり。これについては神原先生の方から、ここの部分はどうしても必要かという。

○諮問会議会長（村山和治）

神原委員。

○諮問会議委員（神原勝）

これは率直に言って、私は書いてあることは非常によく分かるんですけれども、これを一般の人が見た

時に、これはどういうことなのかなというような、ちょっとやっぱ理解がなかなかストンと落ちないと思います。それに、結構長い時間続いてきた条例でもあるわけだから、なくてもいいんじゃないかという感じがしたんですよ。

○諮問会議会長（村山和治）

溝部議長。

○議長（溝部幸基）

実際のところ話すると、事務局の方でも、局長含めて、ここは合わないという考え方の方が多分多いんだと思います。ただ、作った状況のことを含めて、この辺も書いておいた方がという気持ちですね。私としては。前文とこの部分については、とっておきたいなという気持ちです。現実、今の部分では先生言ったように、なかなか初めて見る方は何を言っているんだろうなということなんだと思うんですけども、相当他所の基本条例とか比べると、本来の条例のつくりとか何かから見れば、大分ずれている部分、その基本は住民の皆さんに分かりやすくということなんですけれども、今こうやって改めて先生の方から、この部分は逆に分かりづらいという指摘もわかりますけれども。

○諮問会議会長（村山和治）

神原委員。

○諮問会議委員（神原勝）

私は、この福島町の条例を読んで感じるのには、例えば一般的に何々しなければならないという「ねばならない」という表現は1箇所も使っていないんだよね。これは非常に福島らしい特色のある条例で、普通はみんな「しなければならない」というような、そういう表現です。だから、普通その法律学者なんかは条文を作らせたりなんかすると、本当にどうしようもないくらい、例えばA・B・Cと3つのことを言うときに、A及びB並びにCと書かないと気が済まないという、こういう馬鹿なことはもう止めて、A・B・C、あるいはAとBとCでいいじゃないかと。そういうことで、だから及びとか並びになんて使っていないんですね。これは非常に良いところですよ。これがだから福島町の条例の良さでもあるわけです。そこまで書いてやらないと、要するにそういうことなんですよということを書いてやらないと、この29条の1・2に書いてある中身というのは、おそらく一般の人は何を書いてあるか分からないと思います。

○諮問会議会長（村山和治）

溝部議長。

○議長（溝部幸基）

一応解説の部分には、その辺の内容も書いてはいるんですけどね。多分この段階でこれを削ってしまうと、その辺の意味が忘れ去られるんでないかなという気持ちがあるんです。

○諮問会議会長（村山和治）

神原委員。

○諮問会議委員（神原勝）

だとすれば、今、溝部議長がおっしゃられたような意味が分かるような文章にしてもらいたいと思う。そうしないと、「受動的・間接的な表現を能動的・直接的なものとする」と言われて分かる人はまずいないと思います。きつい言い方をすれば、ちょっと検討されたらどうですか。思いが強いということは、よく分かりましたから。

○諮問会議会長（村山和治）

溝部議長。

○議長（溝部幸基）

少し中身が分かるような文面に検討します。

○諮問会議会長（村山和治）

資料2について、次に第3回会議があります。事務局の方で整理していただきたいと思います。

次に、その他について、事務局より説明願います。

（事務局より説明あり）

○諮問会議会長（村山和治）

今回は、10月9日火曜日、午後3時より会議を開催いたします。

ほかに何かありませんでしょうか。

溝部議長。

○議長（溝部幸基）

時間を過ぎる熱心な議論で、休憩も取らないで、ありがとうございました。

今日で大体基本条例の部分の課題も含めて整理できる方向性が出てきたんでないかなと思っています。次の段階までに、できるだけ早く資料を整えて、皆さんの方に届けたいという風に思います。

最終的な部分につきましては、できれば12月議会に提案する形を取りたいと思いますし、その前段では議会の方の全員協議会、あるいは町長との具体的な部分での調整もまだ残っていますので、その辺の調整をしっかりとっていきたいと思っています。

それと、基本条例に合わせて、各規則、会議条例は運営基準の関係、それらも調整をしなければなりませんし、もう1つは、今日出てきました倫理条例と参画を奨励する規則の部分。これも条例化することで調整をしていきたいと思っていますので、それらも含めて、この次はちょっと他の規則の部分のボリュームも多くなりますけれども、それも早い段階に皆さんの方に案を示していくという形を取りたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

今日は、どうもありがとうございました。

○諮問会議会長（村山和治）

それでは、長時間にわたり本当にご苦勞様です。大変ありがとうございました。

先ほど鍋谷次長からお話ありましたとおり、今回は10月9日、午後3時より開催いたします。

本日は、どうもご苦勞様でした。

（閉会 17時00分）